

第16節 誘導灯および誘導標識

1 誘導灯および誘導標識の設置を要しない防火対象物またはその部分について

誘導灯および誘導標識の設置を要しない防火対象物またはその部分については、政令第26条第1項ただし書および省令第28条の2の規定によるほか、次によること。

(1) 階段または傾斜路以外の部分(政令別表第一(1)項～(16)項)

ア 主要な避難口の視認性および主要な避難口までの歩行距離により、誘導灯および誘導標識の免除要件が規定されているが、設置免除の単位は「階」であり、当該要件への適合性も階ごとに判断するものであること。また、地階（傾斜地で避難階に該当するものを除く。）および無窓階は、当該免除要件の対象外であること。

イ 省令第28条の2に規定する「容易に見とおし、かつ、識別することができる」とは、建築物の構造、什器等の設置による避難口または誘導灯の視認障害がないことをいう。ただし、避難口や誘導灯が視認できない場合であっても、人が若干移動（おおむね3m以内）することにより視認できる場合は、容易に見とおし、かつ、識別できるものとする。

ウ 省令第28条の2第1項の規定に適合しない階（避難口誘導灯の設置を要する階）について、同条第2項の規定により、通路誘導灯を免除する場合には、主要な避難口に設けられた避難口誘導灯の有効範囲内に居室の各部分が存する必要があること。

エ 階段または傾斜路以外の部分における免除要件に係る例図は、別紙1のとおりである。

(2) 階段または傾斜路の部分（政令別表第一(1)項から(16)の3)項）

階段または傾斜路のうち、建基令第126条の4に規定される「非常用の照明装置」が、当該建基令の技術基準に適合して設置され、避難上必要な照度が確保されるとともに、避難の方向の確認（当該階の表示等）ができる場合には、通路誘導灯の設置を要しない。ただし、3.(2)に掲げる防火対象物のその主要な避難経路等に設ける非常用の照明装置にあつては、60分間以上作動できる予備電源容量を有するものに限る（「誘導灯および誘導標識の基準（平成11年消防庁告示第2号）」（以下「誘導灯告示」という。）第3の2により、高輝度蓄光式誘導標識等が設けられた部分を除く。）。

2 誘導灯の設置・維持について

誘導灯の設置・維持については、政令第26条第2項（第5号を除く。）、省令第28条および第28条の3（第5項を除く。）ならびに誘導灯告示の規定によるほか、次によること。

(1) 誘導灯の区分

ア 誘導灯については、避難口誘導灯、通路誘導灯および客席誘導灯の3つに区分されるが、それぞれの設置場所ならびに主な目的は、第16－1表のとおりである。

第16－1表

区 分	設 置 場 所	主 な 目 的
避難口誘導灯	避難口(その上部または直近の避難上有効な箇所)	避難口の位置の明示

通路誘導灯	廊下，階段，通路その他 避難上の設備がある場所	階段または傾斜路に設けるもの以外のもの	避難の方向の明示
		階段または傾斜路に設けるもの	・避難上必要な床面照度の確保 ・避難の方向の確認
客席誘導灯	政令別表第一(1)項に掲げる防火対象物および当該用途に供される部分の客席	避難上必要な床面照度の確保	

イ 避難口誘導灯および通路誘導灯（階段または傾斜路に設けるものを除く。）については，第16－2表の左欄に掲げる区分に応じ，同表の中欄に掲げる表示面の縦寸法および同表の右欄に掲げる表示面の明るさ（常用電源により点灯しているときの表示面の平均輝度と表示面の面積の積をいう。）により，それぞれA級，B級，C級に細区分されていること。

第16－2表

区 分		表示面の縦寸法 (メートル)	表示面の明るさ (カンデラ)
避難口誘導灯	A級	0.4以上	50以上
	B級	0.2以上0.4未満	10以上
	C級	0.1以上0.2未満	1.5以上
通路誘導灯	A級	0.4以上	60以上
	B級	0.2以上0.4未満	13以上
	C級	0.1以上0.2未満	5以上

また，誘導灯の誘目性（気付きやすさ）や表示面のシンボル，文字等の見やすさを確保する観点から，区分に応じた平均輝度の範囲が限定されていること（第16－3表参照）。

第16－3表

電源の別	区 分		平 均 輝 度 (カンデラ毎平方メートル)
常用電源	避難口誘導灯	A級	350以上800未満
		B級	250以上800未満
		C級	150以上800未満
	通路誘導灯	A級	400以上1000未満
		B級	350以上1000未満
		C級	300以上1000未満
非常電源	避難口誘導灯		100以上300未満
	通路誘導灯		150以上400未満

(2) 誘導灯の有効範囲

避難口誘導灯および通路誘導灯（階段または傾斜路に設けるものを除く。）の有効範囲は，当該誘導灯までの歩行距離が，アまたはイに定める距離のうち，いずれかの距離以下となる範囲とする。

ア 第16－4表の左欄に掲げる区分に応じ，同表の右欄に掲げる距離

第16－4表

区 分			距 離 (メートル)
避難口誘導灯	A級	避難の方向を示すシンボルのないもの	60
		避難の方向を示すシンボルのあるもの	40
	B級	避難の方向を示すシンボルのないもの	30
		避難の方向を示すシンボルのあるもの	20
	C級*		15
通路誘導灯	A級		20
	B級		15
	C級		10

注：表示面の縦寸法A級は0.4m、B級は0.2m、C級は0.1mのものを基本とする。

* 避難口誘導灯のうちC級のものについては、避難口であることを示すシンボルについて一定の大きさを確保する観点から、避難の方向を示すシンボルの併記は認められていないこと。

イ 次の式に定めるところにより算出した距離

$$D = kh$$

D：歩行距離（単位：メートル）

h：避難口誘導灯または通路誘導灯の表示面の縦寸法（単位：メートル）

k：第16－5表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値

第16－5表

区 分		k の値
避難口誘導灯	避難の方向を示すシンボルのないもの	150
	避難の方向を示すシンボルのあるもの	100
通路誘導灯		50

【算定例】

a 区分：避難口誘導灯A級（避難の方向を示す

シンボルなし)

表示面縦寸法：0.5m

$150 \times 0.5 = 75\text{m}$

- b 区分：避難口誘導灯B級（避難の方向を示すシンボルあり）

表示面縦寸法：0.3m

$100 \times 0.3 = 30\text{m}$

- c 区分：通路誘導灯A級

表示面縦寸法：0.5m

$50 \times 0.5 = 25\text{m}$

ウ 誘導灯を容易に見とおすことができない場合または識別することができない場合の具体的な例図は、別紙2のとおりである。

エ 誘導灯の有効範囲は、表示面の裏側には当然及ばないものであること。

(3) 誘導灯の設置位置等

ア 避難口誘導灯および通路誘導灯は、各階ごとに次に定めるところにより、設置することとし、その具体的な例図は、別紙3および別紙4のとおりであること。

(ア) 避難口誘導灯

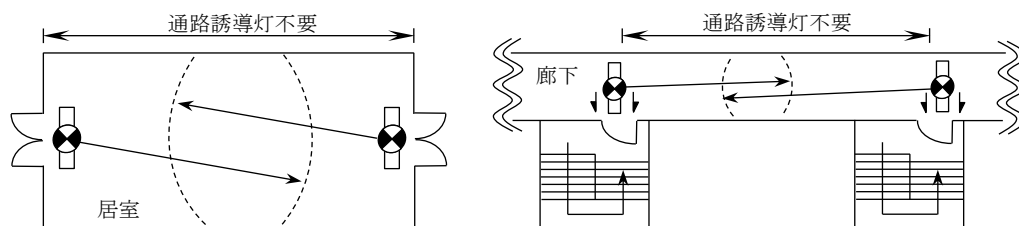
- a 屋内から直接地上へ通ずる出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口）
- b 直通階段の出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口）
- c a または b に掲げる避難口に通ずる廊下または通路に通ずる出入口。ただし、次の要件に適合する居室の出入口を除く。
- (a) 室内の各部分から当該居室の出入口を容易に見とおし、かつ、識別することができること。
- (b) 当該居室の床面積は 100m^2 （主として防火対象物の関係者および関係者に雇用されている者の使用に供するものにあっては、 400m^2 ）以下であること。
- d a または b に掲げる避難口に通ずる廊下または通路に設ける防火戸で直接手で開くことができるもの（くぐり戸付きの防火シャッターを含む。）がある場所。ただし、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して閉鎖する防火戸に誘導標識が設けられ、かつ、当該誘導標識を識別することができる照度が確保されるように非常用の照明装置が設けられている場合は除く。
- e 地階へ通じている直通階段の階段室から避難階の廊下等へ通ずる出入口（避難経路になるものに限る。）
- f 不活性ガス消火設備等の防護区画からの出入口には、避難口誘導灯を設けること。ただし、非常用の照明装置が設置されているなど十分な照度が確保されている場合は、誘導標識とすることができる。

(イ) 通路誘導灯

- a 曲り角
- b (ア) a および b に掲げる避難口に設置される避難口誘導灯の有効範囲内の

箇所

- c a および b のほか、廊下または通路の各部分（避難口誘導灯の有効範囲内の部分を除く。）を通路誘導灯の有効範囲内に包含するために必要な箇所
- イ 避難口誘導灯は、避難口の上部や同一壁面上の近接した箇所のほか、避難口前方の近接した箇所など、当該避難口の位置を明示することができる箇所に設置すること。ただし、廊下等から屈折して避難口に至る場合（おおむね 3 m 以内で、かつ、他の出入口がないものに限る。）にあつては、矢印付きのものを廊下の屈折部分に設置すること。
- ウ 屋内から直接地上へ通ずる出入口または直通階段の出入口に附室が設けられている場合にあつては、避難口誘導灯は当該附室の出入口に設ければよく、（避難経路が明らかな）近接した位置に二重に設ける必要はないこと。
- エ 直通階段（屋内に設けるものに限る。）から避難階に存する廊下または通路に通ずる出入口には、避難口誘導灯を設けること。
- オ 省令第28条の2第2項第1号の規定に適合しない防火対象物またはその部分にあつても、廊下または通路の各部分が避難口誘導灯の有効範囲内に包含される場合にあつては、通路誘導灯の設置を要しないとされており、具体的な例図は第16-1図のとおりであること。



第16-1図

- カ 避難口誘導灯および通路誘導灯を省令第28条の3第3項の規定に従って設置する場合の手順については、別紙4を参考とするものであること。
- (4) 誘導灯の点灯・消灯
- ア 避難口誘導灯および通路誘導灯（階段または傾斜路に設けるものを除く。）については、常時点灯が原則あるが、次に掲げる場合であつて、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して点灯し、かつ、当該場所の利用形態に応じて点灯するように措置されているときは、消灯できること。
- (ア) 当該防火対象物が無人である場合
- (イ) 「外光により避難口または避難の方向が識別できる場所」に設置する場合
- (ウ) 「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合
- (エ) 「主として当該防火対象物の関係者および関係者に雇用されている者の使用に供される場所」に設置する場合
- なお、誘導灯の消灯対象については別紙5、誘導灯の点灯・消灯方法については別紙6により運用すること。
- イ 階段または傾斜路に設ける通路誘導灯についても、前ア(ア)および(イ)に掲げる場合にあつては、これらの例により消灯することとしてさしつかえない。
- (5) 設置場所に応じた誘導灯の区分
- 誘目性（気づきやすさ）の確保の観点から、防火対象物またはその部分の用途お

よび規模に応じて、設置する誘導灯の区分が、第16－6表のとおり限定されている。

第16－6表

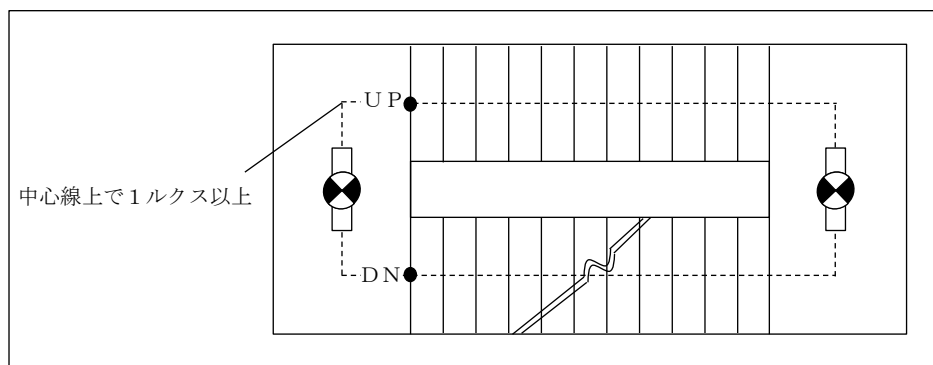
防火対象物の区分	設置することができる誘導灯の区分	
	避難口誘導灯	通路誘導灯
政令別表第一(10)項、(16の2)項または(16の3)項に掲げる防火対象物	○A級 ○B級（表示面の明るさが20以上のものまたは点滅機能を有するもの）	○A級 ○B級（表示面の明るさが25以上のもの） ※ 廊下に設置する場合であって、当該誘導灯をその有効範囲内の各部分から容易に識別することができるときは、この限りでない。
政令別表第一(1)項から(4)項までもしくは(9)項イに掲げる防火対象物の階または同表(16)項イに掲げる防火対象物の階のうち、同表(1)項から(4)項までもしくは(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階で、その床面積が1,000㎡以上のもの		
上記以外の防火対象物またはその部分	○A級 ○B級 ○C級	○A級 ○B級 ○C級

＊ 点滅機能を有する誘導灯は、省令第28条の3第3項第1号イまたはロに掲げる避難口についてのみ設置可能とされていること（省令第28条の3第4項第6号イ）。

(6) 誘導灯による床面照度

ア 階段または傾斜路にあつては通路誘導灯、客席にあつては客席誘導灯により、避難上必要な床面照度の確保が図られていること。

イ 階段または傾斜路に設ける通路誘導灯にあつては、踏面または表面および踊場の中心線の照度が1 lx以上となるように設けることとされており、具体的な例図は第16－2図のとおりであること。



第16－2図

(7) 誘導灯に設ける点滅機能または音声誘導機能

ア 誘導灯に設ける点滅機能または音声誘導機能は、当該階における避難口のうち、避難上特に重要な最終避難口（屋外または第1次安全区画への出入口）の位置を更に明確に指示することを目的とするものであること。このため、省令第28条の3第3項第1号イまたはロに掲げる避難口に設置する避難口誘導灯以外の誘導灯には設けてはならない。

イ 点滅機能または音声誘導機能の起動、停止等の具体的な運用については、別紙7によること。

ウ 点滅機能または音声誘導機能の付加は任意（点滅機能にあつては、省令第28条の3第4項第3号の規定に適合するための要件となっている場合を除く。）であるが、次に掲げる防火対象物またはその部分には、これらの機能を有する誘導灯を設置すること。

（ア）政令別表第一(6)項ロおよびハに掲げる防火対象物のうち、視力または聴力の弱い者が出入りするものでこれらの者の避難経路となる部分

（イ）百貨店、旅館、病院、地下街その他不特定多数の者が出入りする防火対象物で雑踏、照明・看板等により誘導灯の視認性が低下するおそれのある部分

（ウ）その他これらの機能により積極的に避難誘導する必要性が高いと認められる部分

(8) 誘導灯の周囲の状況

ア 誘導灯の視認性（見通し、表示内容の認知、誘目性）を確保する観点から、誘導灯の周囲には、誘導灯とまぎらわしいまたは誘導灯をさえぎる灯火、広告物、掲示物を設けないこと。

イ 設置場所の用途、使用状況等から、誘導灯の周囲にその視認性を低下させるおそれのある物品の存在が想定される場合には、あらかじめ視認性の高い誘導灯を選択するなど所要の対策を講じること。

3 非常電源

(1) 非常電源については、蓄電池設備によるものとし、その容量を有効に20分間作動できる容量以上とすること。

(2) 次のいずれかに該当する規模・高層等の防火対象物にあつては、その主要な避難経路に設けるものについて、容量60分間以上とすること。

ア 政令別表第一(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物で、次のいずれかを満たすもの。

（ア）延べ面積が50,000㎡以上

（イ）地階を除く階数が15以上であり、かつ、延べ面積が30,000㎡以上

イ 政令別表第一(16の2)項に掲げる防火対象物で延べ面積1,000㎡以上のもの。

(3) 非常電源の容量を60分間以上としなければならない主要な避難経路は、次の場所であること。

ア 屋内から直接地上へ通ずる出入口（附室が設けられている場合にあつては、当該附室の出入口）

イ 直通階段の出入口（附室が設けられている場合にあつては、当該附室の出入口）

ウ 避難階の廊下および通路（アの避難口に通ずるものに限る。）

エ 直通階段

- (4) 非常電源の容量を60分間以上とする場合、20分間を超える時間における作動に係る容量にあつては、蓄電池設備のほか自家発電設備によることができる。
- (5) 非常電源の容量は、誘導灯に設ける点滅機能および音声誘導機能についても必要であること。

4 総合操作盤

総合操作盤は、省令第28条の3第4項第12号の規定により設けること。

5 蓄光式誘導標識の表示面の平均輝度

表示面の平均輝度は、第16－7表の左欄に掲げる種別に応じて中欄に掲げる照度により照射した場合に右欄に掲げる輝度を有するものであること。

第16－7表

種 別	常用光源蛍光ランプ	照射終了20分後の輝度
	D 65の照度（単位：lx）	（単位：mcd／m ² ）
蓄光式誘導標識	200	24以上
高輝度蓄光式誘導標識	200	100以上
告示第5第3号(4)に規定する高輝度蓄光式誘導標識	100	150以上

6 蓄光式誘導標識の設置および維持管理は、次によること。

JIS Z 8716の常用光源蛍光ランプD 65により、照度200lxの外光を20分間照射し、その後20分経過した後における表示面が100mcd／m²以上の平均輝度を有する蓄光式誘導標識（以下「高輝度蓄光式誘導標識」という。）は、省令第28条の2第1項第3号、第2項第2号、第3項第3号、省令第28条の3第4項第3号の2および第10号ならびに誘導灯告示によるほか、次によること。

(1) 共通事項

ア 蓄光式誘導標識の性能を保持するために必要な照度等

（ア）誘導灯告示第3第1号(3)および第3の2第4号に規定する「性能を保持するために必要な照度」としては、停電により通常の照明が消灯してから20分間経過した後の高輝度蓄光式誘導標識の表示面において、おおむね100mcd／m²以上（省令第28条の2第1項第3号、第2項第2号および第3項第3号の規定において、高輝度蓄光式誘導標識を設ける避難口から当該居室内の最遠箇所までの歩行距離がおおむね15m以上となる場合にあつては、20分間経過した後の表示面がおおむね300mcd／m²以上、省令第28条の3第4項第10号の規定において、通路誘導灯を補完するものとして高輝度蓄光式誘導標識を設ける場合にあつては、60分間経過した後の表示面がおおむね75mcd／m²以上）の平均輝度となる照度を目安とすること（第16－8表参照）。

第16－8表

防火対象物の区分		照明が消灯してから20分間経過した後の 輝度（単位：mcd／㎡）
省令第28条の2第1項第3号、第2項第2号および第3項第3号	小規模な路面店等	おおむね100mcd／㎡以上（避難口から当該居室内の最遠の箇所までの歩行距離がおおむね15m以上となる場合にあってはおおむね300mcd／㎡以上）
省令第28条の3第4項第3号の2	個室型遊興店舗	おおむね100mcd／㎡以上
省令第28条の3第4項第10号	大規模・高層の防火対象物等	おおむね100mcd／㎡以上（照明が消灯してから60分間経過した後の表示面がおおむね75mcd／㎡以上）

(イ) 前(ア)の照度は、①高輝度蓄光式誘導標識の性能、②照明に用いられている光源の特性（特に、蓄光材料の励起に必要となる紫外線等の強度）に応じて異なるものであることから、別紙8の例により試験データを確認する等して、これらの組合せが適切なものとなるようにする必要があること。

これにあたり、主な光源の種別に応じた留意点等は、次のとおりであること。

- a 一般的な蛍光灯による照明下において、高輝度蓄光式誘導標識が設けられており、当該箇所における照度が200lx以上である場合には、停電等により通常の照明が消灯してから20分間経過した後における高輝度蓄光式誘導標識の表示面が100mcd／㎡以上の平均輝度となるものとみなしてさしつかえないこと。
- b 開発普及が進んでいる新たな光源は、従来の蛍光灯と特性が大きく異なる場合がある（例えば、現在流通しているLED照明器具は、可視光領域での照度が同レベルであっても紫外線強度は蛍光灯より小さいものが一般的である等）ことから、特に留意すること。

(ウ) 無人の防火対象物またはその部分についてまで、照明器具の点灯を求めるものではないこと。

(エ) 高輝度蓄光式誘導標識の性能を保持するために必要な照度を確保することができない場合にあっては、誘導灯または光を発する帯状の標示等により誘導表示を行うことが必要であること。

イ 床面またはその直近に設ける高輝度蓄光式誘導標識

(ア) 誘導灯告示第3の2第2号に規定する「床面またはその直近の箇所」とは、床面または床面からの高さがおおむね1m以下の避難上有効な箇所をいうものであること（別紙9．図1参照）。

(イ) 階段、傾斜路、段差等のある場所において、転倒、転落等を防止するため、その始点および終点となる箇所に、高輝度蓄光式誘導標識を設けること。この場合において、高輝度蓄光式誘導標識上の「避難の方向を示すシンボル」（誘導灯告示別図第2）の向きを、避難時の上り・下りの方向に合わせたものとす

ることも考えられること（別紙9．図2参照）。

(ウ) 誘導標識の材料は、「堅ろうで耐久性のあるもの」と誘導灯告示第5第3号(1)に規定されているが、蓄光材料には水等の影響により著しく性能が低下するものもあることから、床面、巾木等に設ける高輝度蓄光式誘導標識で、通行、清掃、雨風等による摩耗、浸水等の影響が懸念されるものにあつては、耐摩耗性や耐水性を有するものを設けること。

(エ) 省令第28条の3第4項第3号の2および10号の規定においては、通路誘導灯を補完するものとして高輝度蓄光式誘導標識を設けることが定められており、高輝度蓄光式誘導標識が設けられていることをもって、当該箇所における通路誘導灯を免除することはできないこと。

ウ 光を発する帯状の標示等を用いた同等以上の避難安全性を有する誘導表示

(ア) 誘導灯告示第3の2ただし書に規定する「光を発する帯状の標示」とは、次によること。

a 通路の床面や壁面に避難する方向に沿ってライン状に標示を行うもの（別紙10．図1参照）。

b 階段等の踏面において端部の位置を示すように標示を行うもの（別紙10．図2参照）。

(イ) 前(ア)に掲げる光を発する帯状の標示等は、停電等により通常の照明が消灯してから20分間（省令第28条の3第4項第10号の規定において通路誘導灯を補完するものとして設ける場合にあっては60分間）経過した後における当該表示面の平均輝度が、おおむね次式により求めた値を目安に確保されるようにすること。

$$L' \geq L \frac{100}{d'}$$

L' : 当該標示の表面における平均輝度 (mcd/m²)

L : 2 (mcd/m²)

d' : 当該標示の幅 (mm)

また、当該標示を用いる場合にあっては、所期の性能が確保されるよう前ア(ア)、イ(ア)および(ウ)の例等により適切に設置および維持するとともに、曲り角等の必要な箇所において高輝度蓄光式誘導標識等により、避難の方向を明示することが必要であること（別紙10．図1参照）。

(ウ) 誘導灯告示第3の2ただし書に規定する「その他の方法」として、蓄光式誘導標識または前(ア)の「帯状の標示」を補完するものは、次によること。

a 避難口の外周やドアノブ、階段等の手すりをマーキングする標示（別紙10．図3参照）

b 階段のシンボルを用いた階段始点用の標示等（別紙10．図4参照）

(エ) 前(ア)から(ウ)までの標示については、蓄光材料を用いるもののほか、光源を用いるもの（前(イ)に掲げる時間に相当する容量の非常電源を有するものに限る。）も含まれるものであること。

(2) 設置対象ごとの個別事項

ア 小規模な路面店等（避難が容易な居室における誘導灯等の免除関係）

省令第28条の2第1項第3号ハに規定する避難口誘導灯の設置を要しない居室に設置する高輝度蓄光式誘導標識は、誘導灯告示第3第1号の規定によるほか、次によること（別紙11. 図1参照）。

(ア) 省令第28条の2第1項第3号、第2項第2号および第3項第3号に規定する誘導灯等の設置免除の適用単位は「居室」であり、地階および無窓階に存する居室（例えば傾斜地において階全体としては地階扱いとなるが、当該居室は直接地上に面しているもの等）も、当該規定の要件に適合すれば免除対象となるものであること。

(イ) 省令第28条の2第1項第3号イ、第2項第2号イおよび第3項第3号イに規定する「主として当該居室に存する者が利用する」避難口とは、当該居室に存する者が避難する際に利用するものであって、他の部分に存する者が避難する際の動線には当たっていないものをいうものであること。

（例えば、一階層のコンビニエンスストアにおける売場部分の出入口等）

(ウ) 前(イ)の避難口から当該居室内の最遠の箇所までの歩行距離がおおむね15m以上となる場合において、避難上有効な視認性を確保するためには、次式により求めた値を目安として、高輝度蓄光式誘導標識の表示面の縦寸法の大きさを確保すること。

$$D \leq 150 \times h$$

D：避難口からの当該居室内の最遠の箇所までの歩行距離（m）

h：高輝度蓄光式誘導標識の表示面の縦寸法（m）

(エ) 小規模な路面店等における高輝度蓄光式誘導標識の設置は、別紙11. 図1の例によること。

イ 個室型遊興店舗（通路上の煙の滞留を想定した床面等への誘導標示関係）

省令第28条の3第4項第3号の2ただし書に規定する通路誘導灯を補完するために設けられる高輝度蓄光式誘導標識は、誘導灯告示第3の2の規定によるほか、次によること。

(ア) 個室型遊興店舗（政令別表第一(2)項ニ）においては、避難経路の見とおしが悪く、照明も暗い等の状況が想定されることから、高輝度蓄光式誘導標識等の種別および設置位置に留意すること。

(イ) 個室型遊興店舗における高輝度蓄光式誘導標識等の設置は、別紙11. 図2の例によること。

(3) 大規模・高層の防火対象物等（停電時の長時間避難に対応した誘導標示関係）

省令第28条の3第4項第10号に規定する通路誘導灯を補完するために設けられる高輝度蓄光式誘導標識は、誘導灯告示第3の2の規定によるほか、次によること。

(ア) 階段（特に、避難時に下り方向で用いられるもの）においては、転倒、転落等を防止するため、踏面端部の位置等を示すように、光を発する帯状の標示等を設けることが適当であること。

(イ) 大規模・高層の防火対象物等における高輝度蓄光式誘導標識等の設置は、別紙11. 図3の例によること。

7 「消防法施行規則の一部を改正する省令等の公布について（平成21年9月30日消防庁予防課長通知）」第一. 2「避難経路における煙の滞留を想定した誘導灯の設置基

準の見直し」についての運用については、次により取扱う。

- (1) 通路誘導灯にあっては、廊下および通路の床面またはその直近の避難上有効な箇所に設けることを原則とする。
- (2) 通路誘導灯を補完するために設けられる蓄光式誘導標識については、誘導灯告示により設けること。
- (3) 通路誘導灯を補完するために設けられる蓄光式誘導標識または光を発する帯状の標示（以下「標示」という。）は、次によること。
 - ア 床面またはその直近の箇所は、床面から高さ 1 m 以下とする。
 - イ 標示は、2.5cm 以上の幅を有し性能評定を受けたものとする。
 - ウ 標示の設置にあたっては、ドア等の出入口で途切れることなく、避難口まで連続して設けること。また、避難の方向を示す矢印等を、歩行距離が 7.5m 以下となる箇所および曲がり角に設けること。
- (4) 通路誘導灯を補完する標識および標示の設置に係る消防用設備の届出は、誘導灯等の一部とみなし以下のとおり取扱う。
 - ア 補完に必要な通路誘導灯と併せて、あらかじめ設置計画届出書を提出させる。
 - イ 消防用設備等検査済証への記載は、次の例による。
 - (ア) 誘導灯（蓄光式誘導標識での補完を含む。）
 - (イ) 誘導灯（光を発する帯状の標示での補完を含む。）
 - (ウ) 誘導灯（蓄光式誘導標識および光を発する帯状の標示での補完を含む。）

8 特例適用の基準

- (1) 冷凍室または冷蔵室（以下「冷凍庫」という。）の用途に供される部分の誘導灯については、次によることができる。
 - ア 冷凍庫内の通路が整然と確保され、かつ、避難上十分な照度を有している場合には、通路誘導灯を設置しないことができる。
 - イ 次の(ア)から(ウ)のいずれかの場合には、冷凍庫の出入口に避難口誘導灯を設置しないことができる。
 - (ア) 冷凍庫内の各部分から最も近い出入口までの歩行距離が 30m 以下の場合
 - (イ) 次の a および b までによること。
 - a 出入口であることを識別することができる表示および緑色の灯火が設けられていること。
 - b 冷凍庫内の作業に蓄電池で駆動する運搬車等を使用する場合、当該運搬車等に付置または付属する照明により十分な照度が保持できること。
 - (ウ) 次の a および b までによること。
 - a 出入口であることを明示する緑色の灯火を設置し、かつ、当該灯火が非常電源に切替え操作を行うことができること。
 - b 通路部分の曲折点が 1 以下で、当該曲折点から出入口であることを明示する表示および緑色の灯火を容易に確認できること。
 - ウ 非常電源は、次によること。

電線等の種類（耐熱性）により金属管工事またはケーブル工事とすることができる。
- (2) 政令別表第一に掲げる防火対象物中に個人の住宅部分がある場合、昭和 48 年 10 月

23日付消防予第140号・消防安第42号により住宅部分に消防用設備等の設置が規制されるが，居住者が限定される住宅部分に対する誘導灯の規制については，防火対象物の構造等および避難経路等を考慮し，避難口誘導灯および通路誘導灯を設置しないことができる。

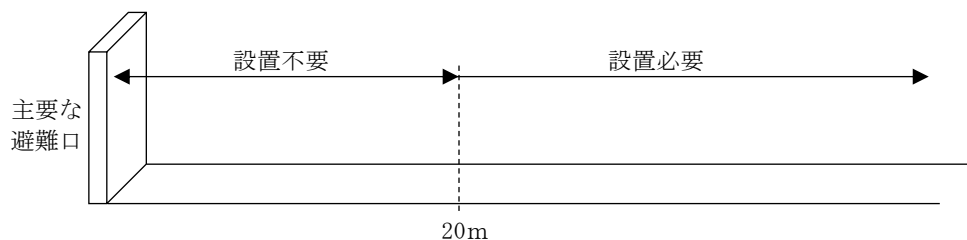
別紙 1

誘導灯および誘導標識の設置を要しない防火対象物またはその部分について

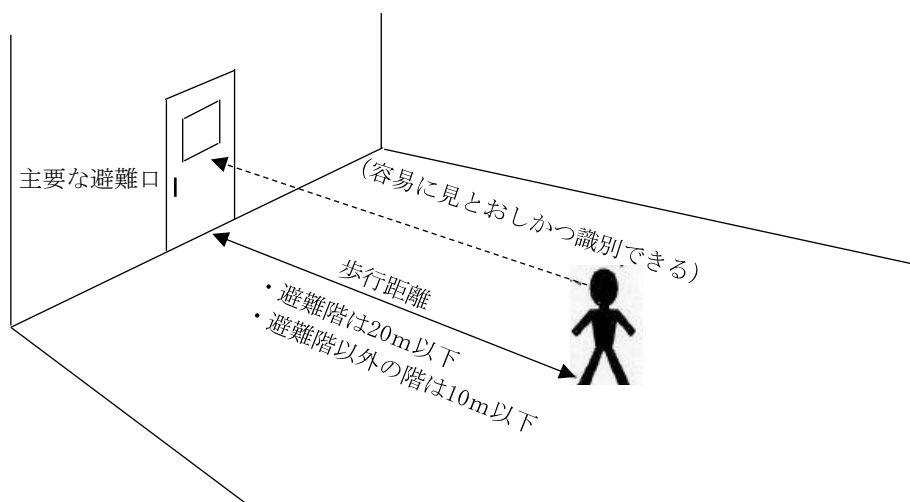
(階段または傾斜路以外の部分)

1 避難口誘導灯 (省令第28条の2 第1項関係)

○ 避難階

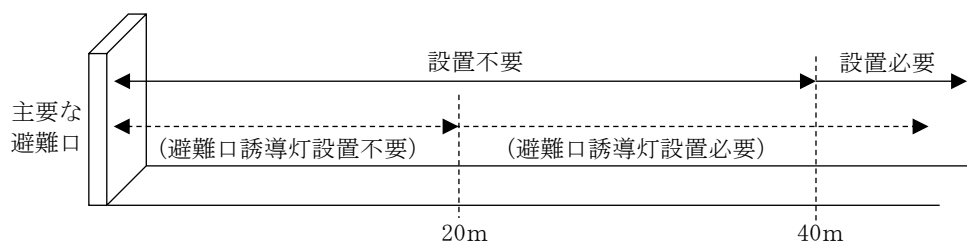


○ 避難階以外の階

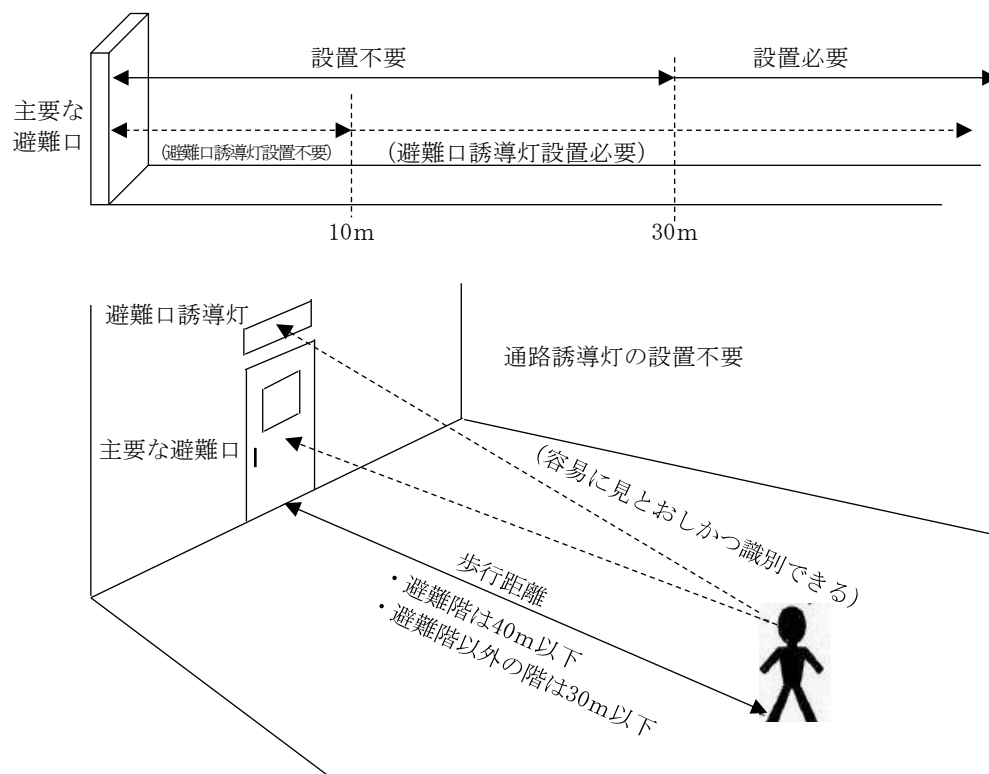


2 通路誘導灯 (省令第28条の2 第2項関係)

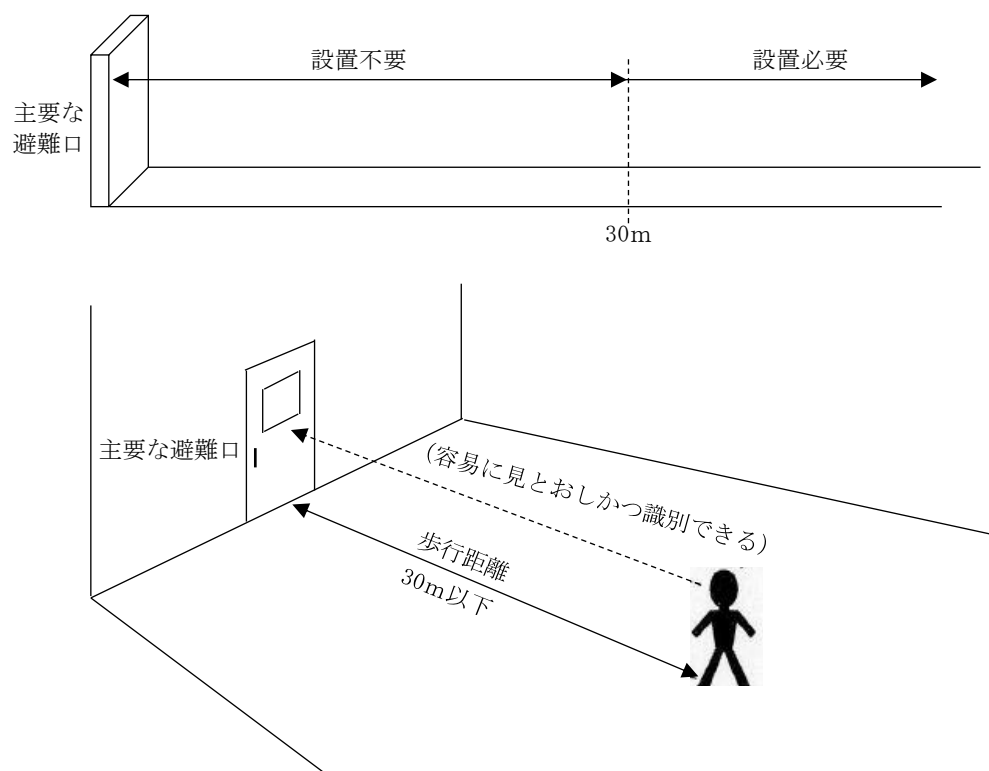
○ 避難階



○ 避難階以外の階

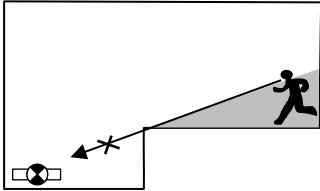
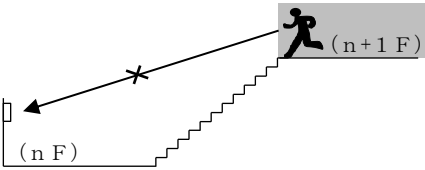
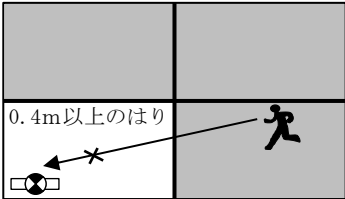
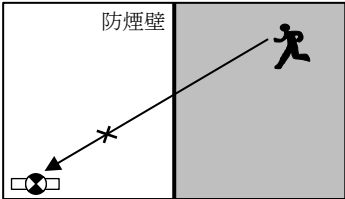
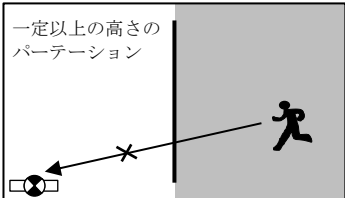
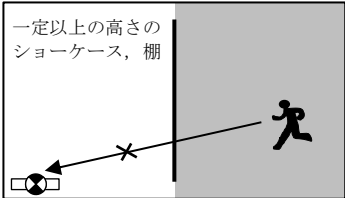
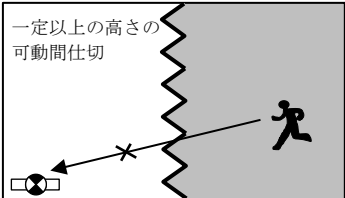
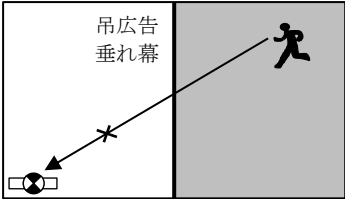


3 誘導標識 (省令第28条の2第3項)



別紙 2

誘導灯を容易に見とおしかつ識別することができない例

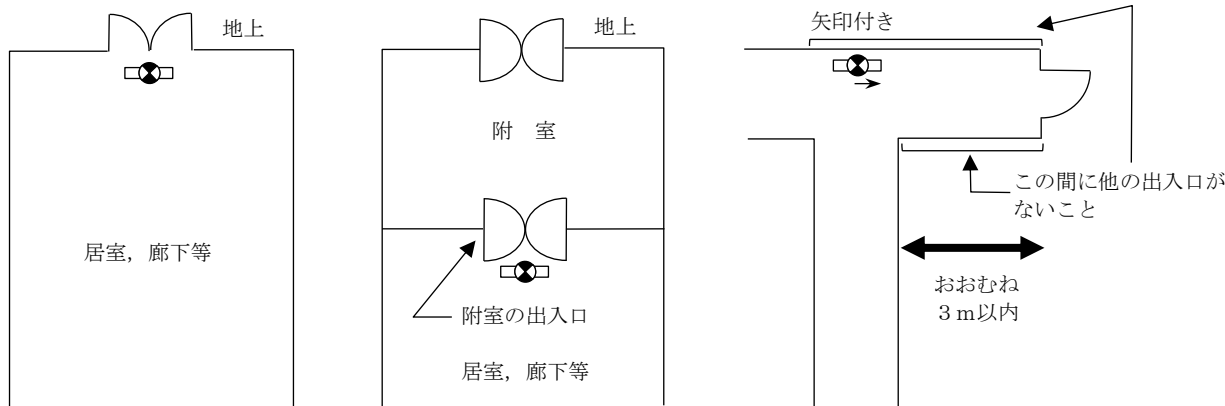
誘導灯を容易に見とおしかつ識別することができない例	備 考
○壁面があり陰になる部分がある場合 	人が若干移動（おおむね3 m以内）することにより誘導灯を視認できる場合には、見とおせるものとする。
○階段により階数が変わる場合 	
○0.4m以上のはりがある場合  ○防煙壁がある場合 	吊具等により表示上部が障害物より下方にある場合は見とおせるものとするが、そうでない場合は見とおしはきかないものとする。
○一定以上の高さのパーテーションがある場合  ○一定以上の高さのショーケース、棚がある場合  ○一定以上の高さの可動間仕切りがある場合 	一定以上の高さとは通常1.5m程度とする。 なお、誘導灯がこれらの障害物より高い位置に、避難上有効に設けられている場合には、見とおせるものとする。
○吊広告、垂れ幕がある場合 	吊広告等により表示上部が障害物より下方にある場合は見とおせるものとするが、そうでない場合は見とおしはきかないものとする。 吊広告等を設置することが予想される場合にはあらかじめ留意すること。

別紙 3

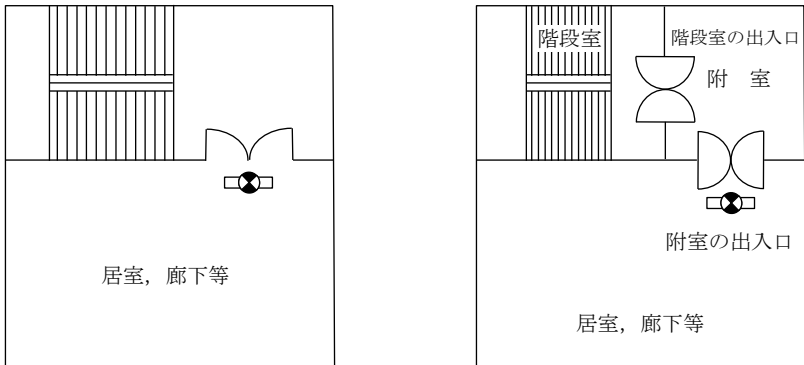
誘導灯の設置箇所

1 避難口誘導灯の設置箇所（省令第28条の3第3項第1号）

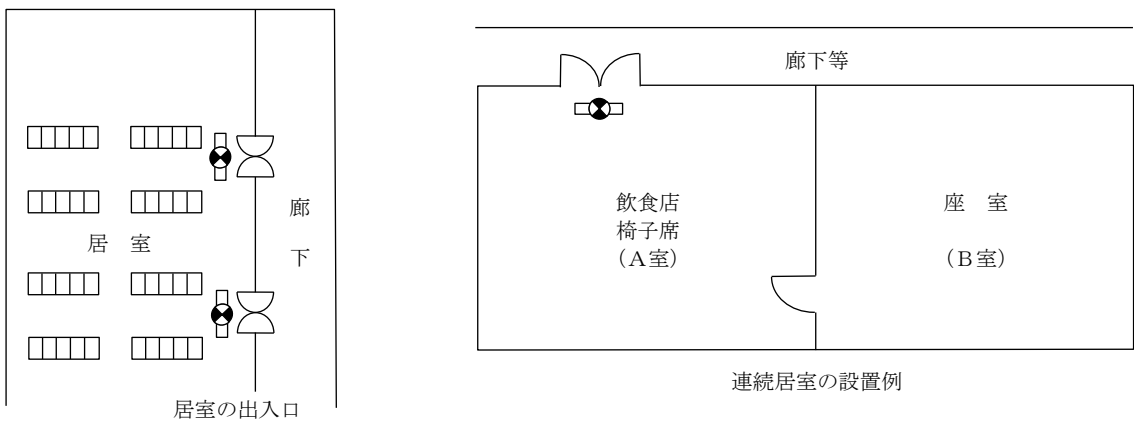
イ 屋内から直接地上へ通ずる出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口）



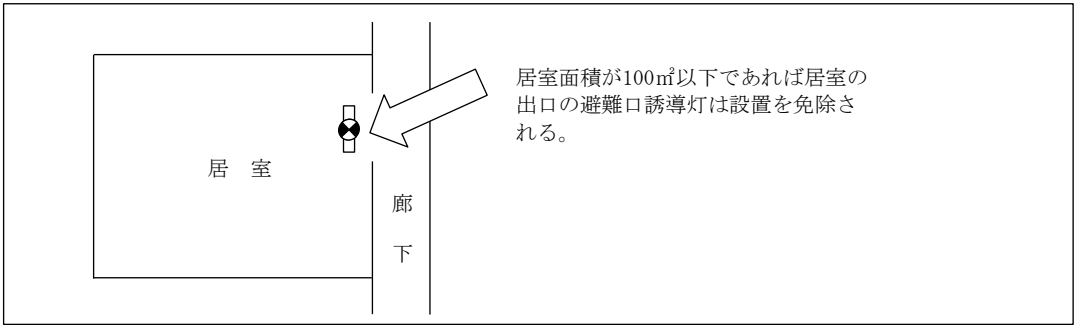
ロ 直通階段の出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口）



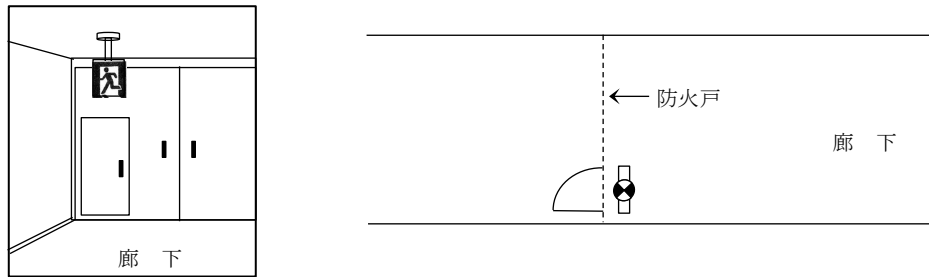
ハ イまたはロに掲げる避難口に通ずる廊下または通路に通ずる出入口（室内の各部分から容易に避難することができるものとして消防庁長官が定める居室の出入口を除く。）



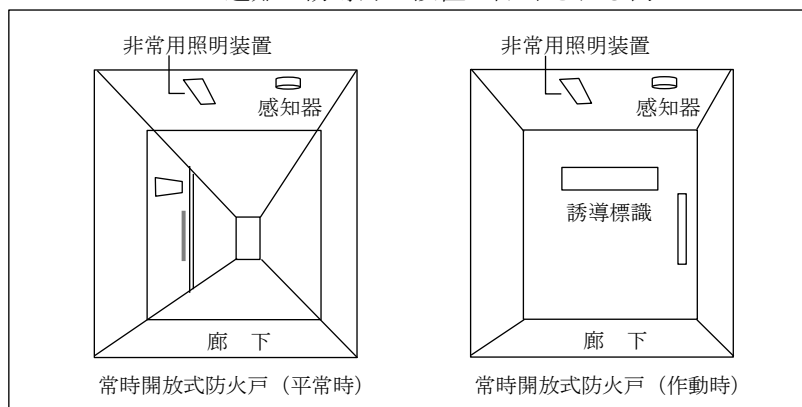
【避難口誘導灯の設置を要しない居室の要件】誘導灯告示第2



- ニ イまたはロに掲げる避難口に通ずる廊下または通路に設ける防火戸で直接手で開くことができるもの（くぐり戸付きの防火シャッターを含む。）がある場所（自動火災報知設備の感知器の作動と連動して閉鎖する防火戸に誘導標識が設けられ、かつ、当該誘導標識を識別することができる照度が確保されるように非常照明が設けられている場合を除く。）

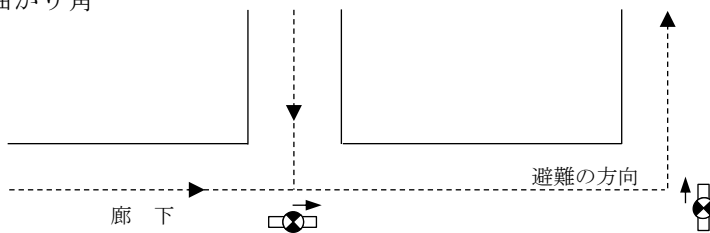


避難口誘導灯の設置が除外される例

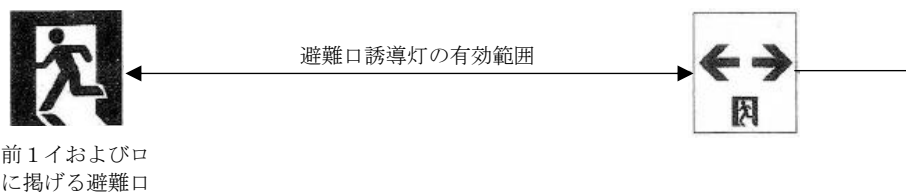


2 通路誘導灯の設置箇所（省令第28条の3第3項第2号）

- イ 曲がり角

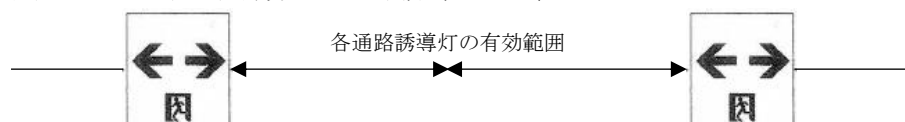


- ロ 前1イおよびロに掲げる避難口に設置される避難口誘導灯の有効範囲内の箇所

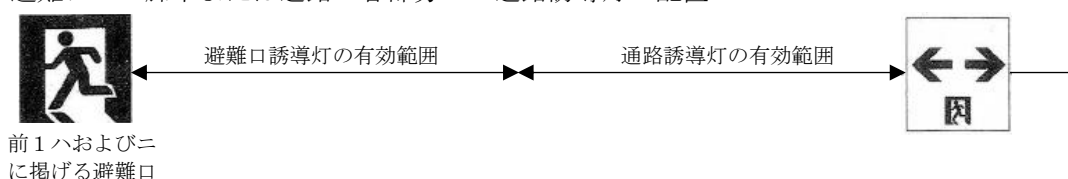


- ハ イおよびロのほか、廊下または通路の各部分（避難口誘導灯の有効範囲内の部分を除く。）を通路誘導灯の有効範囲内に包含するために必要な箇所

- 廊下または通路の各部分への通路誘導灯の配置



- 避難口への廊下または通路の各部分への通路誘導灯の配置

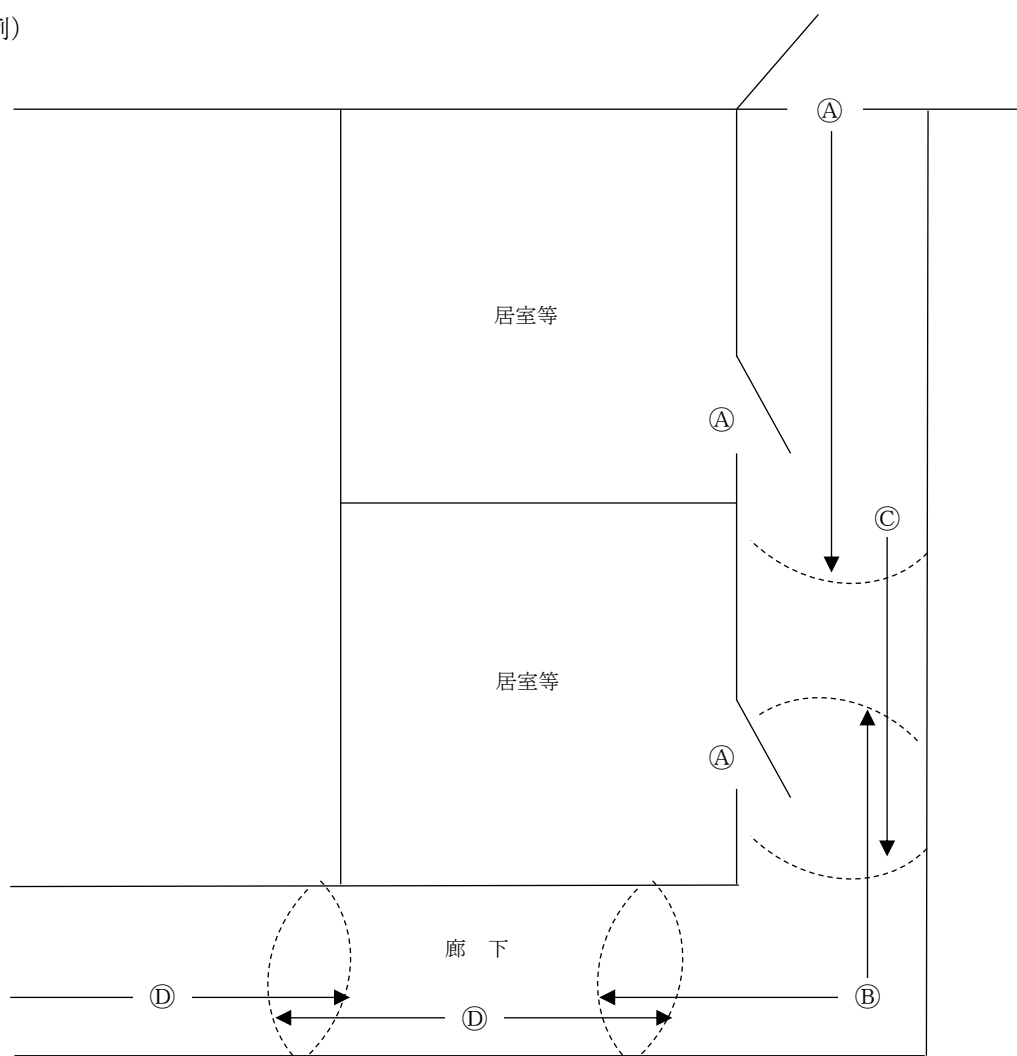


別紙 4

避難口誘導灯および通路誘導灯を設置する場合の手順

- 1 省令第28条の3第3項第1号イからニまでに掲げる避難口に、避難口誘導灯を設ける（㊦）。
- 2 曲がり角に通路誘導灯を設ける（㊧）。
- 3 主要な避難口（省令第28条の3第3項第1号イおよびロに掲げる避難口）に設置される避難口誘導灯の有効範囲内の箇所に通路誘導灯を設ける（㊨）。
- 4 廊下または通路の各部分について、㊦～㊨の誘導灯の有効範囲外となる部分がある場合、当該部分をその有効範囲内に包含することができるよう通路誘導灯を設ける（㊩）。
- 5 以上のほか、防火対象物またはその部分の位置、構造および設備の状況ならびに使用状況から判断して、避難上の有効性や建築構造・日常の利用形態との調和を更に図るべく、設置位置、使用機器等を調整する。

（例）



別紙 5

誘導灯の消灯対象

1 防火対象物が無人である場合

省令第28条の3第4項第2号に規定する「防火対象物が無人である場合」とは、次によること。

- (1) 「無人」とは、当該防火対象物全体について、休業、休日、夜間等において定期的に人が存しない状態が繰り返し継続されることをいうこと。この場合において、防災センター要員、警備員等によって管理を行っている場合も「無人」とみなすこと。
- (2) 「無人」でない状態では、消灯対象とはならないこと。

2 外光により避難口または避難の方向が識別できる場所

省令第28条の3第4項第2号イに規定する「外光により避難口または避難の方向が識別できる場所」に設置する場合は、次によること。

- (1) 「外光」とは、自然光のことであり、当該場所には採光のための十分な開口部が存する必要があること。
- (2) 消灯対象となるのは、「外光」により避難口等を識別できる間に限られること。

3 利用形態により特に暗さが必要である場所

省令第28条の3第4項第2号ロに規定する「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合は、通常予想される使用状態において、映像等による視覚効果、演出効果上、特に暗さが必要な次表の左欄に掲げる用途に供される場所であり、消灯対象となるのは同表の右欄に掲げる使用状態にある場合であること。

用 途	使 用 状 態
遊園地のアトラクション等の用に供される部分（酒類、飲食の提供を伴うものを除く。）など常時暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、営業時間中に限り行うことができるものであること。したがって、清掃、点検等のため人が存する場合には、消灯はできないものであること。
劇場、映画館、プラネタリウム、映画スタジオ等の用途に供される部分（酒類、飲食の提供を伴うものを除く。）など一定時間継続して暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、映画館における上映時間中、劇場における上映中など当該部分が特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内に限り行うことができるものであること。
集会場等の用途に供される部分など一次的（数分程度）に暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、催し物全体の中で特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内に限り行うことができるものであること。

4 主として当該防火対象物の関係者および関係者に雇用されている者の使用に供する場所

省令第28条の3第4項第2号ハに規定する「主として当該防火対象物の関係者および関係者に雇用されている者の使用に供する場所」に設置する場合は、次によること。

- (1) 「当該防火対象物の関係者および関係者に雇用されている者」とは、当該防火対象物（特に避難経路）について熟知している者であり、通常出入りしていないなど内部の状態に疎い者は含まれないこと。
- (2) 当該規定においては、政令別表第一(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロおよび(10)項から(15)項までに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限るものであること。

別紙 6

誘導灯の点灯・消灯方法

1 消灯方法

- (1) 誘導灯の消灯は、手動で行う方式とすること。ただし、省令第28条の3第4項第2号ロに規定する「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合であって、当該必要性の観点から誘導灯の消灯時間が最小限に限定されているときは、誘導灯の消灯を自動で行う方式とすることができること。
- (2) 個々の誘導灯ごとではなく、消灯対象ごと一括して消灯する方式とすること。
- (3) 省令第28条の3第4項第2号ロに規定する「利用形態により特に暗さが必要である場所」において誘導灯の消灯を行う場合には、当該場所の利用者に対し、次に掲げる事項について、掲示、放送等によりあらかじめ周知すること。
 - ア 誘導灯が消灯されること。
 - イ 火災の際には誘導灯が点灯すること。
 - ウ 避難経路

2 点灯方法

- (1) 「自動火災報知設備の感知器の作動と連動して点灯」する場合には、消灯しているすべての避難口誘導灯および通路誘導灯を点灯すること。
- (2) 「当該場所の利用形態に応じて点灯」する場合には、誘導灯を消灯している場所が別紙5の要件に適合しなくなったとき、自動または手動により点灯すること。この場合において、消灯対象ごとの点灯方法の具体例は、次表のとおりであること。

消 灯 対 象	点 灯 方 法	
	自 動	手 動
当該防火対象物が無人である場合	○照明器具連動装置 ○扉開放連動装置 ○解錠連動装置 ○赤外線センサー等	防災センター要員、警備員、宿直者等により、当該場所の利用形態に応じて、迅速かつ確実に点灯することができる防火管理体制が整備されていること。
「外光により避難口または避難の方向が識別できる場所」に設置する場合	○照明器具連動装置 ○光電式自動点滅器等	
「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合	○照明器具連動装置 ○扉開放連動装置等	
「主として当該防火対象物の関係者および関係者に雇用されている者の使用に供する場所」に設置する場合	○照明器具連動装置等	

備考 1 当該場所の利用形態に応じた点灯方法としては、上表に掲

げるもの等から、いずれかの方法を適宜選択すればよいこと。

備考2 自動を選択した場合にあっても、点滅器を操作すること等により、手動でも点灯できるものであること。

3 配線等

- (1) 誘導灯を消灯している間においても、非常電源の蓄電池に常時充電することができる配線方式とすること。
- (2) 操作回路の配線は、省令第12条第1項第5号の規定の例によること。
- (3) 点灯または消灯に使用する点滅器、開閉器等は、防災センター等に設けること。ただし、「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合には、防災センター等のほか、当該場所を見とおすことができる場所またはその付近に設けることができること。
- (4) 点灯または消灯に使用する点滅器、開閉器等には、その旨を表示すること。

別紙 7

点滅機能または音声誘導機能の起動・停止方法

1 起動方法

- (1) 感知器からの火災信号のほか、自動火災報知設備の受信機が火災表示を行う要件（中継器からの火災表示信号、発信機からの火災信号等）と連動して点滅機能および音声誘導機能が起動するものであること。
- (2) 省令第24条第5号ハに掲げる防火対象物またはその部分においては、地区音響装置の鳴動範囲（区分鳴動／全区分鳴動）について、点滅機能および音声誘導機能を起動することができるものとする。
- (3) 音声により警報を発する自動火災報知設備または放送設備が設置されている防火対象物またはその部分においては、点滅機能および音声誘導機能の起動のタイミングは、火災警報または火災放送と整合を図ること。

2 停止方法

- (1) 熱・煙が滞留している避難経路への（積極的な）避難誘導を避けるため、省令第28条の3第3項第1号イおよびロに掲げる避難口から避難する方向に設けられている自動火災報知設備の感知器が作動したときは、当該避難口に設けられた誘導灯の点滅および音声誘導が停止することとされていること。この場合において、当該要件に該当するケースとしては、①直通階段に設けられている煙感知器の作動により、②当該直通階段（またはその附室）に設けられた避難口誘導灯の点滅および音声誘導が停止すること等が、主に想定されるものであること。また、熱・煙が滞留するおそれがないことにより、自動火災報知設備の感知器の設置を要しない場所（屋外等）については、当該規定のために感知器を設置する必要はないこと。
- (2) 音声により警報を発する自動火災報知設備または放送設備により火災警報または火災放送が行われるときは、「非常放送中における自動火災報知設備の地区音響装置の鳴動停止機能について」（昭和60年9月30日付け消防予第110号）に準じて、誘導灯の音声誘導が停止するよう措置すること。ただし、誘導灯の設置位置、音圧レベルを調整する等により、火災警報または火災放送の内容伝達が困難もしくは不十分となるおそれのない場合にあっては、この限りでない。

蓄光式誘導標識の試験データ（参考例）

○蓄光式誘導標識の型式等：○○○○○
 ○光源となる照明器具の種類：蛍光灯・白熱電球・LED・その他（ ）
 ○照明器具の型式等：○○○○○○○
 ○測定機器の型式等
 ・測定機器：○○○○○
 ・紫外線強度計：○○○○○
 ・輝度計：○○○○○

照度 (lx)	紫外線強度 ($\mu\text{W}/\text{cm}^2$)	20分後の輝度 (mcd/m^2)
15	○.○	○.○
25	○.○	○.○
50	○.○	○.○
100	○.○	○.○
200	○.○	○.○
300	○.○	○.○
400	○.○	○.○
500	○.○	○.○
600	○.○	○.○
700	○.○	○.○
800	○.○	○.○
900	○.○	○.○
1000	○.○	○.○

- ※1 「照度」，「紫外線強度」および「輝度」は，照度計（JIS C 1609-1の適合品等），紫外線強度計（おおむね波長360nm～480nmの範囲を測定できるもの），輝度計（色彩輝度計等）を用いて測定した結果を記載。
- ※2 「20分後の輝度」欄には，蓄光式誘導標識を照明器具により20分間照射し，その後20分間経過した後における測定値を記載（省令第28条の3第4項第10号の規定において誘導灯を補完するものとして蓄光式誘導標識を設ける場合にあっては，「60分後の輝度」として，照明器具により20分間照射し，その後60分間経過した後における測定値を記載）。
- ※3 当該試験データを設置届に添付する等して，試験結果報告書に記載の「設置場所の照度」と突合して，蓄光式誘導標識の性能を保持するために必要な照度が確保されていることを確認。
- ※4 蓄光式誘導標識を複数設ける防火対象物にあっては，

- 当該防火対象物に設ける蓄光式誘導標識の型式等ごとに当該試験データを添付するとともに、
 - 試験結果報告書の「設置場所の照度」についても、各設置場所によって照度が異なる場合には、当該照度の範囲（例：○○lx～△△lx）を記載。また、必要に応じ、個別の設置箇所における照度を別紙にて添付。
- ※5 経年等に伴い、「照度」，「輝度」等が所期の条件に適しないことが、点検等の際に明らかとなった場合には、個別の状況に応じ、照明器具の交換・変更，蓄光式誘導標識の交換・変更等を適宜実施。

床面またはその直近に設ける蓄光式誘導標識の細目（イメージ）

図 1 通路誘導灯に補完して床面またはその直近に蓄光式誘導標識を設ける場合の参考例

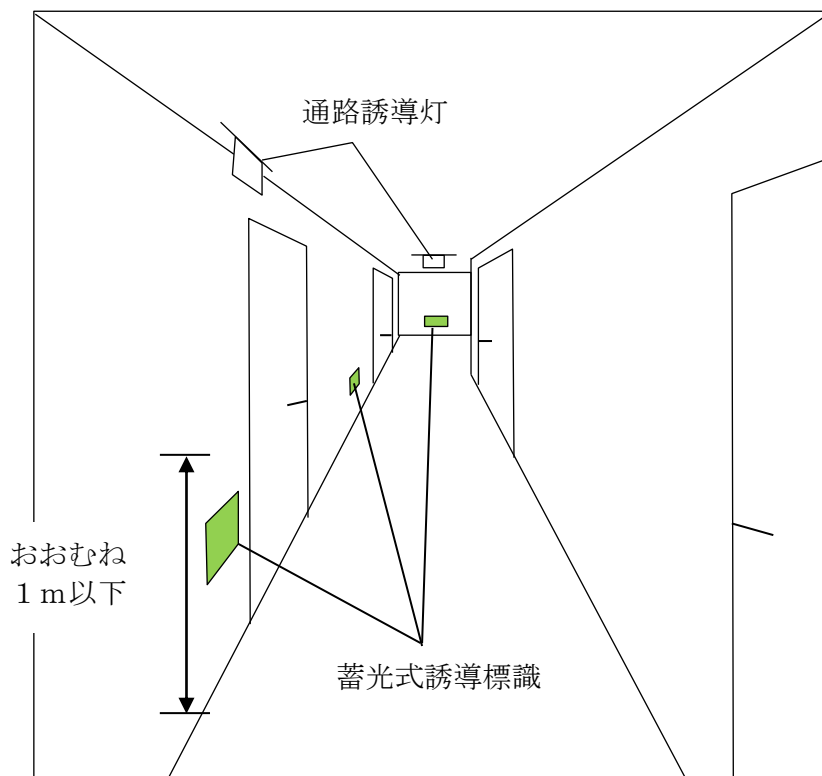
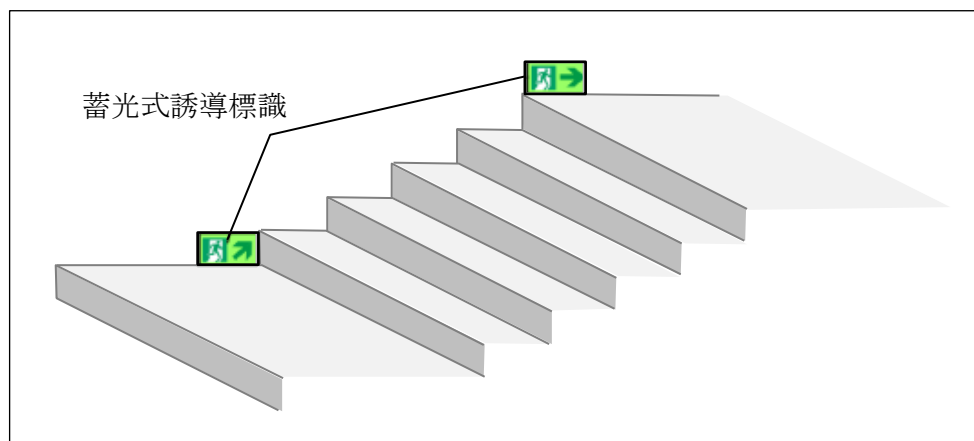


図 2 階段、傾斜路、段差等のある場所に蓄光式誘導標識を設ける場合の参考例



※ 避難する際の錯覚（踏面が極めて暗い環境のため、階段なのか踊場なのかを判断できない）による転倒、転落等を防ぐため、蓄光式誘導標識の設置高さは、統一することが望ましい。

別紙10

光を発する帯状の標示等を用いた同等以上の避難安全性を有する誘導標示
(イメージ)

図1 通路の床面や壁面に避難する方向に沿ってライン状に表示を行う場合の参考例

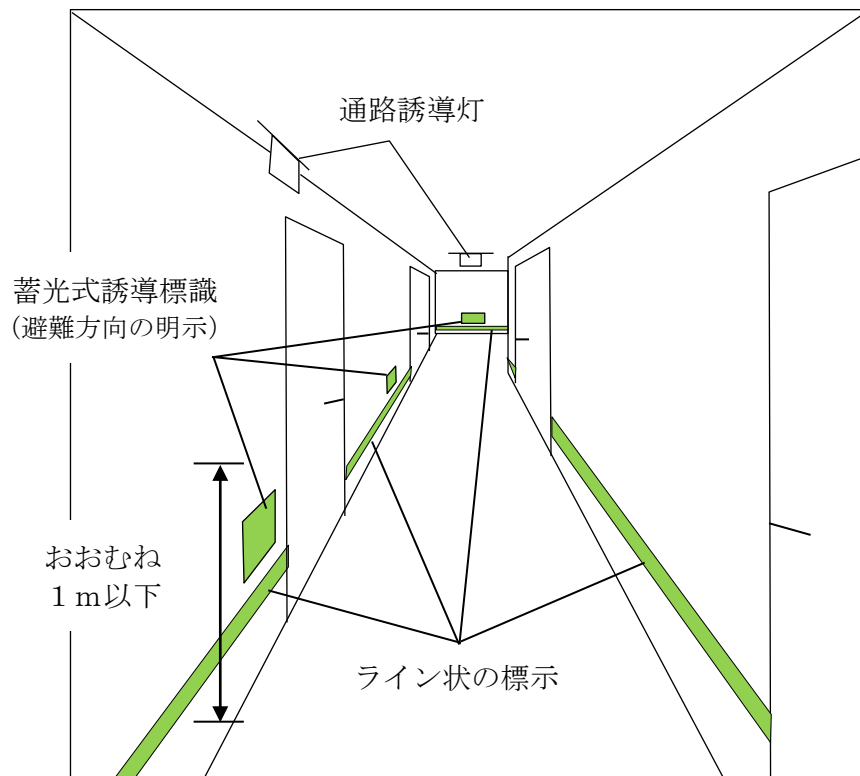


図2 階段等の踏面において端部の位置を示すように標示を行う場合の参考例

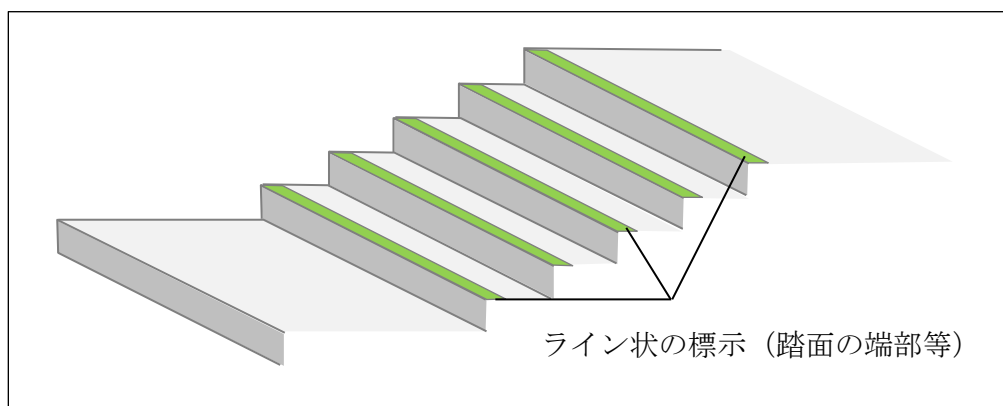
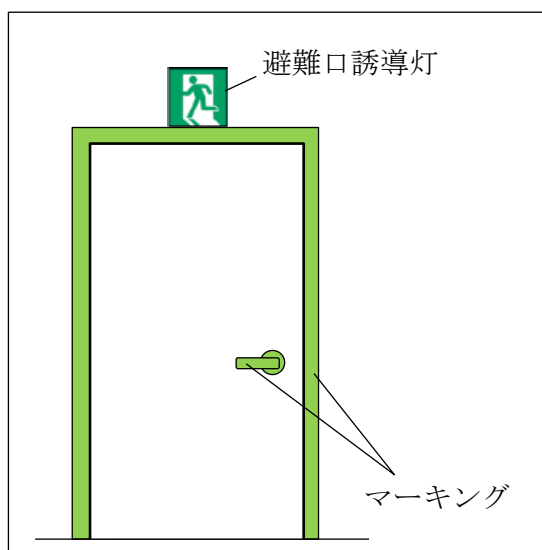


図3 避難口の外周やドアノブ，階段等の手すりをマーキングする標示の参考例

(a) 避難口の外周・ドアノブ



(b) 階段等の手すり

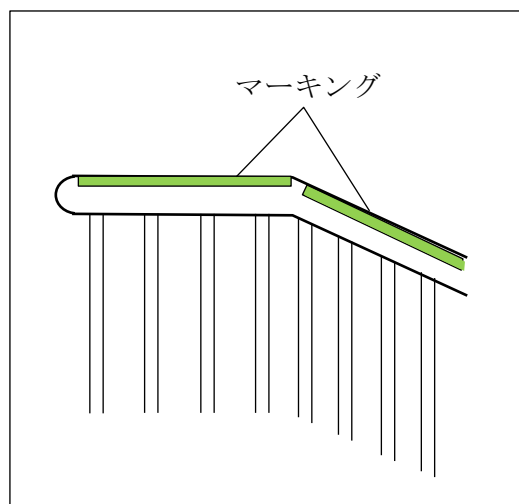


図4 階段のシンボルを用いた階段始点用の標示の参考例

(a) 上り階段であることを示すシンボル



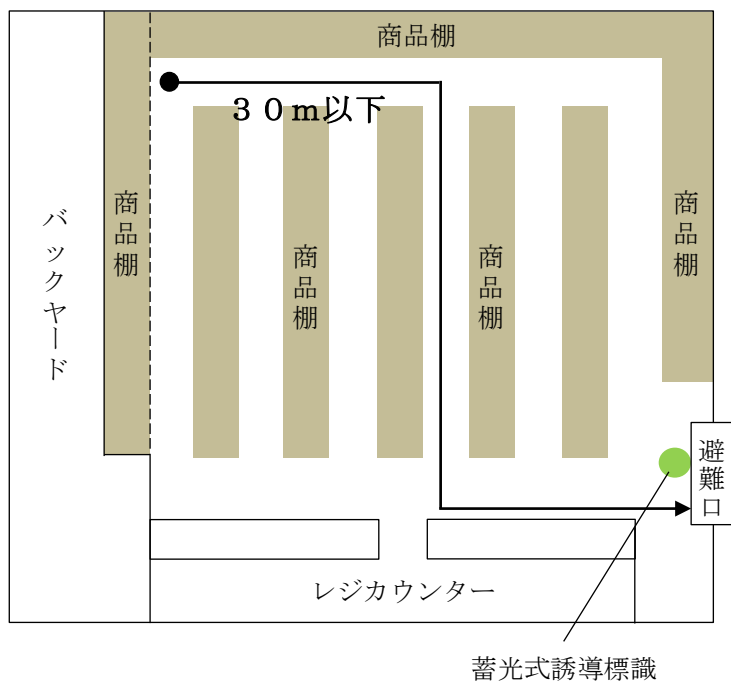
(b) 下り階段であることを示すシンボル



蓄光式誘導標識等の設置イメージ

図1 小規模な路面店舗（避難が容易な居室における誘導灯等の免除関係）

(a) 単独建屋の場合



(b) 防火対象物の一部に当該居室が存する場合

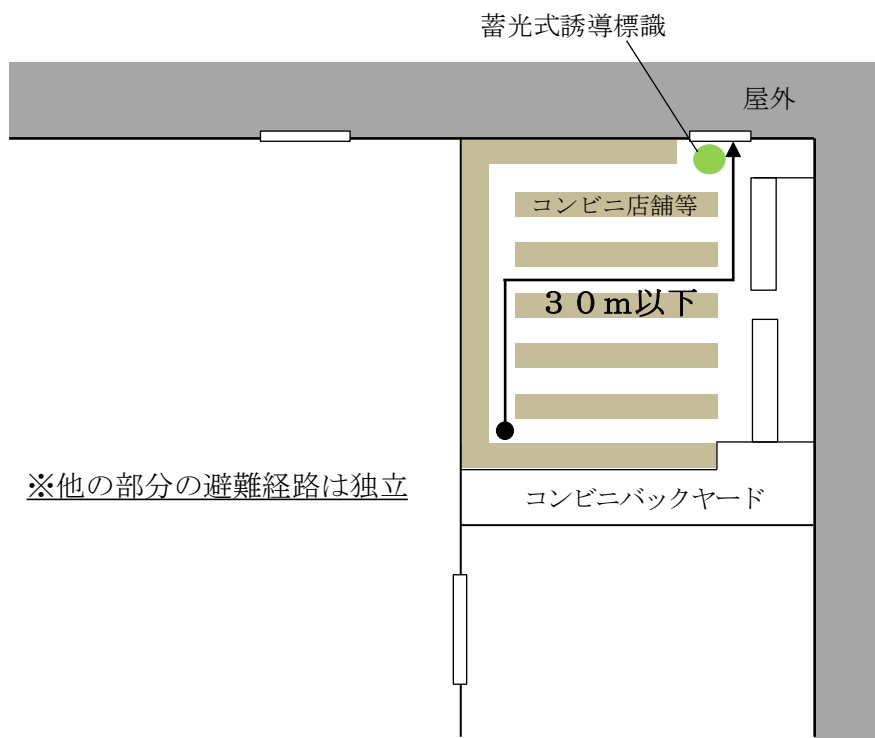
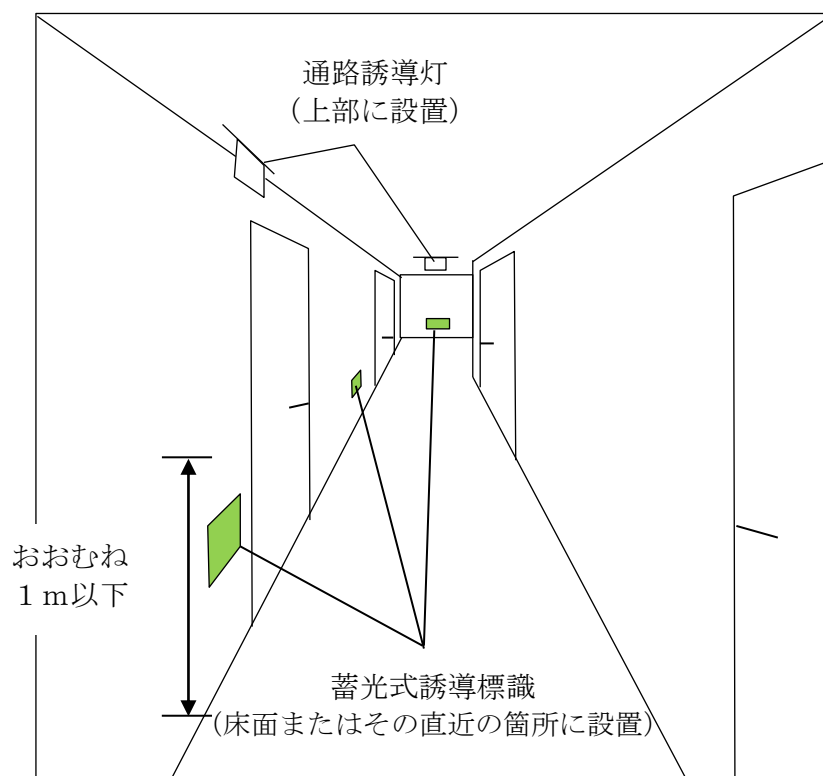


図2 個室型遊興店舗（通路上の煙の滞留を想定した床面等への誘導標示関係）



参考 通路誘導灯を床面またはその直近の避難上有効な箇所に設ける場合（蓄光式誘導標識を設置しない場合）の設置イメージ

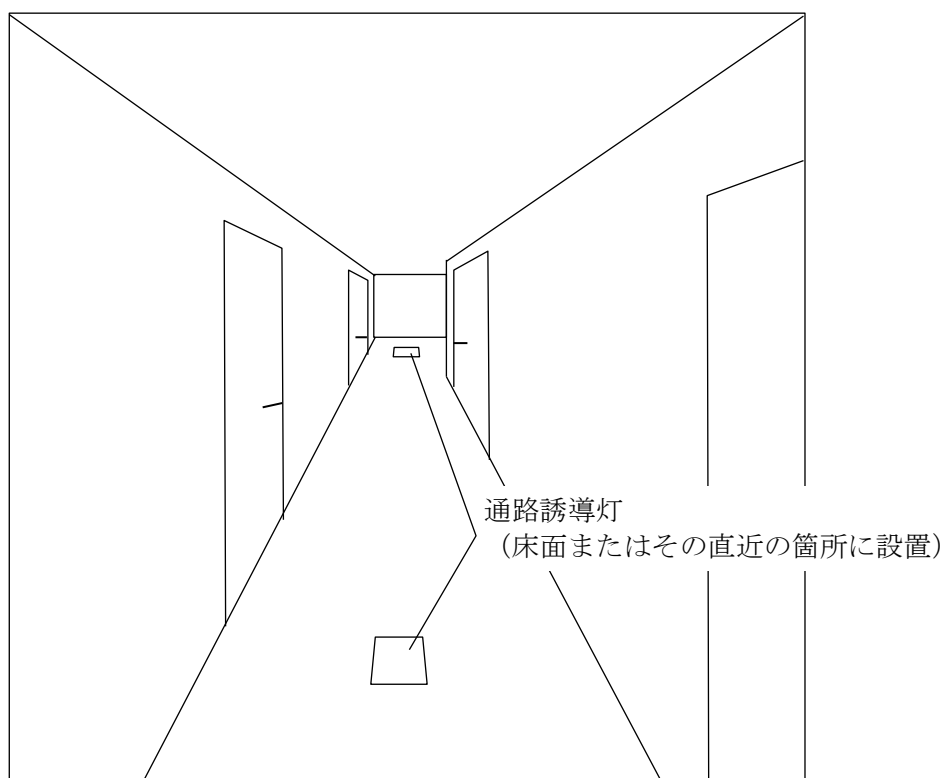
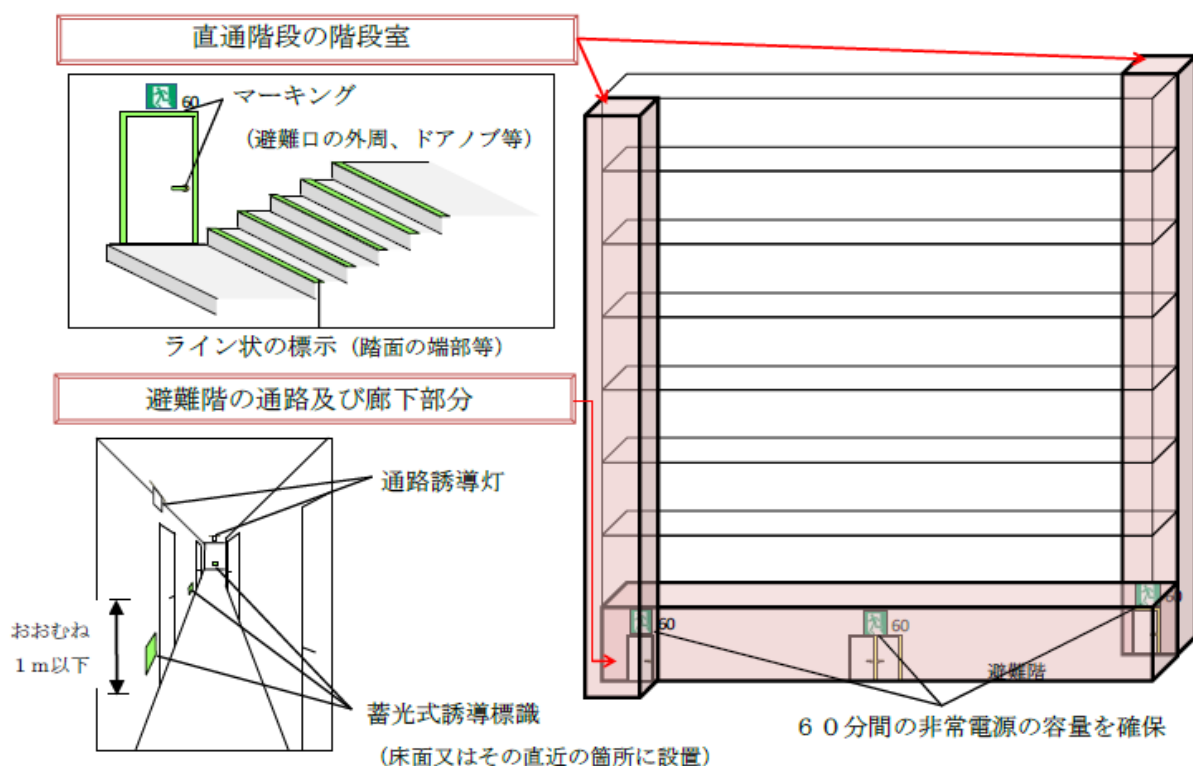
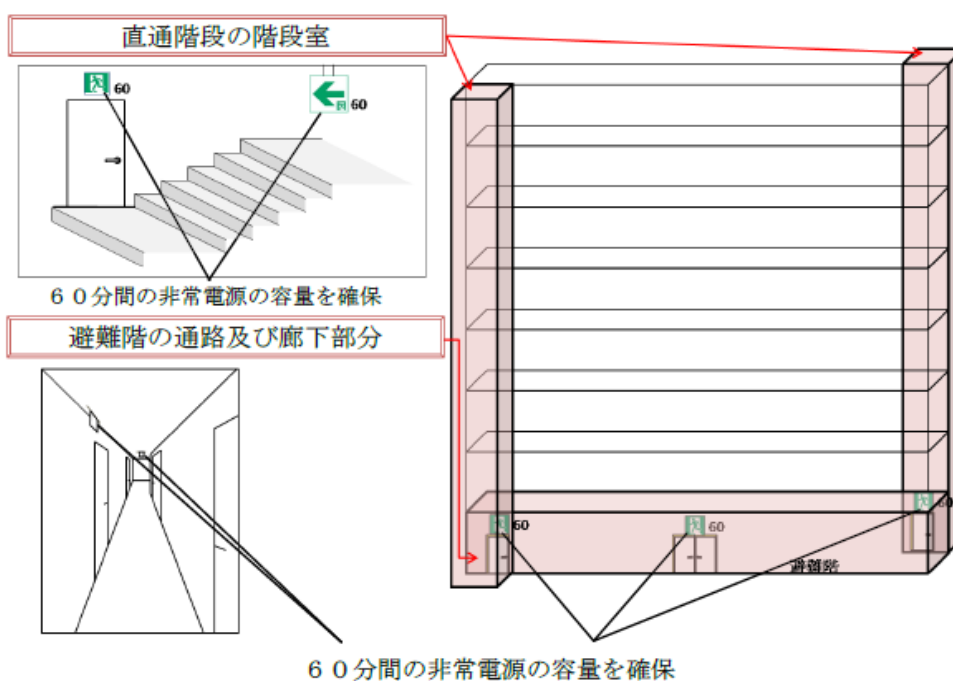


図3 大規模・高層の防火対象物等（停電時の長時間避難に対応した誘導標示関係）

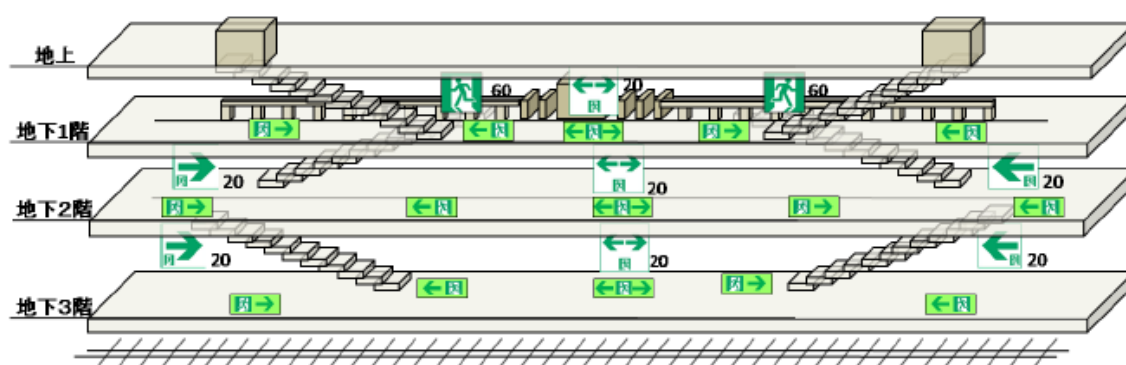
(a) 大規模・高層対象物の場合



参考 通路誘導灯の非常電源の容量を60分間確保する場合 (=蓄光式誘導標識を設置しない場合) の設置イメージ



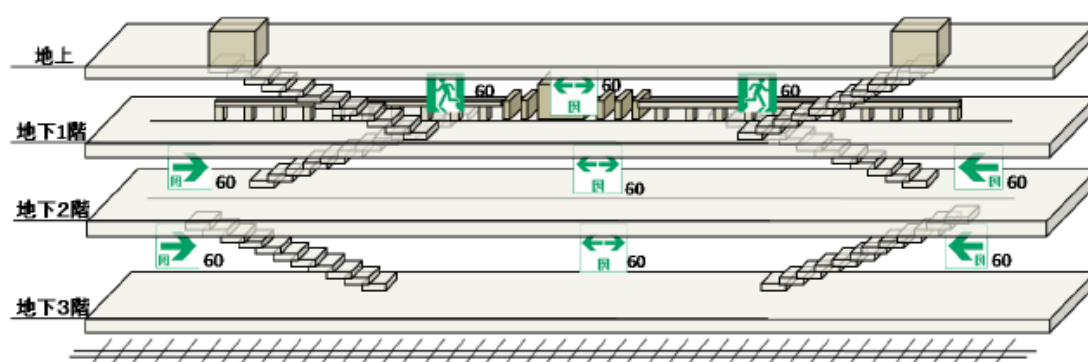
(b) 地下駅舎の場合



- ① 屋内から直接地上に通ずる出入口（誘導灯の非常電源の容量を60分間確保）
- ② 地階にある乗降場
- ③ ②に通ずる階段、傾斜路及び通路

高輝度蓄光式誘導標識を設置

参考 通路誘導灯の非常電源の容量を60分間確保する場合（＝蓄光式誘導標識を設置しない場合）の設置イメージ



- ① 屋内から直接地上に通ずる出入口
- ② 地階にある乗降場
- ③ ②に通ずる階段、傾斜路及び通路

誘導灯の非常電源の容量を60分間確保

【凡例】



避難口誘導灯（60分間の非常電源を確保）



通路誘導灯（60分間の非常電源を確保）



通路誘導灯（20分間の非常電源を確保）



高輝度蓄光式誘導標識